特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
27	ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ふじみ野市は、ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務においては、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正使用、情報漏えい等の対策として、契約において、個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシーに基づき、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守させ、かつ、受託者から「個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守確認表」を提出させ、個人情報の保護を積極的に進めている。

評価実施機関名

埼玉県ふじみ野市長

公表日

令和8年8月20日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務
②事務の概要	ふじみ野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例及び施行規則に基づき、対象者に医療費の助成を行っている。 特定個人情報ファイルは、医療費の助成資格認定及び支給額の決定等に関する事務のため使用する。
③システムの名称	福祉医療システム、中間サーバーソフトウェア、統合宛名システム、Public Medical Hub (PMH)

2. 特定個人情報ファイル名
宛名情報ファイル、ひとり親家庭等医療費支給管理ファイル、住民税課税情報ファイル、国民健康保険資格取得情報ファイル、国民健康保険資格喪失情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例第4条第1項、別表第1の3の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども・元気健康部　子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部　契約・法務課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども・元気健康部　子育て支援課

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年8月20日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年8月20日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[ ]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[○]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない(入手)	[○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[○]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　特に力を入れて行っている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報照会システムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、職員が相互に確認を行っている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月1日	Ⅰ関連情報－5．評価実施機関における担当部署－①部署	福祉部　子育て支援課	こども・元気健康部　子育て支援課	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	Ⅰ関連情報－5．評価実施機関における担当部署－②所属長	子育て支援課長　鈴木　克史	子育て支援課長	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	Ⅰ関連情報－8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ－連絡先	福祉部　子育て支援課	こども・元気健康部　子育て支援課	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	表紙-公表日	2019/2/1	2020/2/14	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	Ⅱしきい値判断項目-1．対象人数	平成30年12月1日　時点	令和2年1月24日　時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	Ⅱしきい値判断項目-2．取扱者数	平成30年12月1日　時点	令和2年1月24日　時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	Ⅳリスク対策-8．監査	未入力	内部監査	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年1月14日	Ⅰ関連情報－4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携－④法令上の根拠	番号法第19条第8号、 条例第4条第4項、別表第3の3、条例施行規則第2条、第3条第3項、別表第1の19、20、21、別表第4の3	番号法第19条第9号、 条例第4条第4項、別表第3の3、条例施行規則第2条、第3条第3項、別表第1の19、20、21、別表第4の3	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月9日	Ⅱしきい値判断項目-1．対象人数	令和2年1月24日　時点	令和4年12月9日　時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月9日	Ⅱしきい値判断項目-2．取扱者数	令和2年1月24日　時点	令和4年12月9日　時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和6年3月12日	Ⅰ関連情報－3．個人番号の利用－「法令上の根拠」	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第2項、 ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例（以下「条例」という。）第4条第1項、別表第1の4、条例施行規則第3条第1項、別表第2の4	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第2項、 ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例（以下「条例」という。）第4条第1項、別表第1の4、条例施行規則第2条第1項、別表第1	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月25日	Ⅳリスク対策-6．情報提供ネットワークシステムとの接続	未入力	特に力を入れている	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月25日	Ⅳリスク対策-11．最も優先度が高いと考えられる対策－「最も優先度が高いと考えられる対策」	未入力	6）情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月25日	Ⅳリスク対策-11．最も優先度が高いと考えられる対策－「最も優先度が高いと考えられる対策」－「当該対策は十分か」－「判断の根拠」	未入力	情報照会システムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、職員が相互に確認を行っている。これらの対策を講じていることから、 目的外の入手が行われるリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられる。	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和8年8月20日	Ⅰ関連情報－1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉医療システム、中間サーバーソフトウェア、統合宛名システム	福祉医療システム、中間サーバーソフトウェア、統合宛名システム、Public Medical Hub（PMH）	事前	PMH実施に伴う見直し
令和8年8月20日	表紙-公表日	2026/2/5	2026/8/20	事前	PMH実施に伴う見直し
令和8年8月20日	Ⅱしきい値判断項目-1．対象人数	令和7年3月19日　時点	令和8年8月20日　時点	事前	PMH実施に伴う見直し
令和8年8月20日	Ⅱしきい値判断項目-2．取扱者数	令和7年3月19日　時点	令和8年8月20日　時点	事前	PMH実施に伴う見直し
令和8年8月20日	Ⅰ関連情報－3．個人番号の利用－法令上の根拠	ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例（以下「条例」という。）第4条第1項、別表第1の3の項	ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例第4条第1項、別表第1の3の項	事前	PMH実施に伴う見直し
令和8年8月20日	Ⅰ関連情報－4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	（情報照会）番号法第19条第9号（情報提供）なし	番号法第19条第9号	事前	PMH実施に伴う見直し